

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令新旧対照条文
危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（予防規程に定めなければならない事項） 第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項又は第四項に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>一 一 十四（略）</p> <p>二 一 三（略）</p> <p>三 一 三（略）</p> <p>四 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（以下「推進地域」という。）に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。第五項において同じ。）が定める予防規程に係る法第十四条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。</p> <p>二 東南海・南海地震に係る防災訓練に関すること。</p> <p>三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</p>	<p>（予防規程に定めなければならない事項） 第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>一 一 十四（略）</p> <p>二 一 三（略）</p> <p>三 一 三（略）</p>

5

推進地域の指定の際現に当該地域に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者は、当該指定があつた日から六月以内に、当該製造所等に係る予防規程に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。